令和8年6月15日 作成

令和8年度

災害廃棄物広域処理埋立後
平和最終処分場モニタリング
放射能濃度等測定結果

浜　松　市

○　放流水等放射能濃度　測定結果

単位:Bq／ℓ

採取年月日	原　水			放　流　水		
	Cs134	Cs137	合計	Cs134	Cs137	合計
令和 8年　4月 27日	不検出(1)	不検出(1)	不検出	不検出(1)	不検出(1)	不検出
令和 8年　5月 25日	不検出(1)	不検出(1)	不検出	不検出(1)	不検出(1)	不検出

単位:Bq／ℓ

採取年月日	観測井戸水(上流側)			観測井戸水(下流側)		
	Cs134	Cs137	合計	Cs134	Cs137	合計
令和 8年　4月 27日	不検出(1)	不検出(1)	不検出	不検出(1)	不検出(1)	不検出
令和 8年　5月 25日	不検出(1)	不検出(1)	不検出	不検出(1)	不検出(1)	不検出

単位：Bq / kg

採取年月日	汚　泥		
	Cs134	Cs137	合計
令和 8年　4月 27日	不検出 (5)	不検出 (5)	不検出
令和 8年　5月 25日	不検出 (5)	不検出 (5)	不検出

□測定機関名：　株式会社静環検査センター
ただし、令和8年6月、9月、12月及び令和9年3月に採取の放流水は、
環境省中部地方環境事務所の委託業者(東海技術センター)

□測定機器名：　キャンベラ社製　ゲルマニウム半導体検出器GC-2020、GC-4020

※ 測定方法は、環境省が作成した「放射能濃度等測定方法ガイドライン」に沿って測定しています。
※ Cs134は「放射性セシウム134」、Cs137は「放射性セシウム137」を表しています。
※ 原水とは、最終処分場の浸出水であり、放流水とは、浸出水処理施設の処理水です。
観測井戸水は、最終処分場の遮水シートの下の地下水です。
汚泥は、浸出水を処理するための浸出水処理施設において採取した汚泥です。
※ 検出下限値未満の場合は、「不検出(　)」とし、(　)内には検出下限値を記載します。

○　空間線量率　測定結果

上半期　　単位：μSv/h

測定箇所 / 測定年月日	埋立場所		敷地境界								
	4層目上	5層目上	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	BG
令和 8年　4月　6日	0.04	0.03	0.04	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.05
令和 8年　4月 13日	0.03	0.03	0.04	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04
令和 8年　4月 20日	0.02	0.02	0.05	0.03	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.05
令和 8年　4月 27日	0.03	0.02	0.05	0.03	0.02	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.05
令和 8年　5月　7日	0.03	0.03	0.05	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.05
令和 8年　5月 11日	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.05
令和 8年　5月 18日	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03	0.03
令和 8年　5月 25日	0.03	0.03	0.04	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.05
上半期　最高値											
上半期　最低値											
上半期　平　均											

下半期

単位：μSv/h

測定箇所 / 測定年月日	埋立場所		敷地境界								
	4層目上	5層目上	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	BG
下半期　最高値											
下半期　最低値											
下半期　平　均											
令和8年度　最高値											
令和8年度　最低値											
令和8年度　平　均											

□敷地境界測定場所

①	児童遊園砂場	④	平和・西門前	⑦	和地町・一期東　２
②	平松町・集積場	⑤	平和・南門前	⑧	⑧ 和地町・一期東　３
③	平松町・西門北	⑥	和地町・一期東　１	ＢＧ	ﾊﾞｯｸｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ　平和・北門前

□測定機関名 ： 株式会社静環検査センター

□測定機器名 ： 日立アロカメディカル株式会社製　シンチレーションサーベイメータTCS-172B

※ 測定方法は、環境省が作成した「放射能濃度等測定方法ガイドライン」に沿って測定しています。
敷地境界空間線量率は、平成２４年環境省告示第７６号「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」に基づき、７日に１回程度測定を行います。